

三重県航空宇宙産業認証取得支援事業費補助金 審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県航空宇宙産業認証取得支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）第7条の規定に定める補助金交付に係る審査に関して必要な事項を定める。

(審査)

第2条 審査は、三重県航空宇宙産業認証取得支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

- 2 審査委員会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。
- 3 審査会の事務局は、雇用経済部新産業振興課におく。

(審査の実施について)

第3条 交付要領に基づき交付申請書の提出があった場合、委員は交付申請書を査読の上、別紙1の基準に基づき採点を行う。

- 2 事務局は必要に応じて、申請者に申請内容について説明を求めることができるものとする。

(採択)

第4条 前条の規定によって審査した案件については、補助金の交付対象事業として、総得点の高いものから順に予算の範囲内で採択するものとする。ただし、審査項目の合計点が50%に満たないものについては不適とする。

- 2 同得点のものがある場合は、委員の協議により順位を付けるものとし、協議により決定できないときは、委員の多数決によって決定する。

(審査結果の公表)

第5条 新産業振興課長は、本審査の結果を各申請者に通知するとともに、採択案件を公表するものとする。

(補則)

第6条 その他、疑義が生じた場合は委員間で協議し決定する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年4月27日から適用する。

この要領は、平成31年4月8日から適用する。

この要領は、令和2年4月7日から適用する。

この要領は、令和4年4月4日から適用する。

(別表1)

三重県航空宇宙産業認証取得支援事業審査委員会 委員名簿

	所 属	委 員 (役職)
1	雇用経済部 新産業振興課	課長
2	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	班長 (市場開拓班)
3	雇用経済部 企業誘致推進課	班長 (事業環境班)
4	雇用経済部 工業研究所	総括研究員兼研究管理監兼課長
5	雇用経済部 工業研究所	総括研究員兼課長 (ものづくり研究課)

(別紙1)

審査基準について

審査は、申請書類の記載内容に基づく書類審査とし、下記の基準に従って 5 段階（20 点満点）で評価し、審査要領第 4 条の規定により、予算の範囲内において採択を行う。なお、審査項目の合計点が 50%（10 点）に満たないものについては不適とする。

<審査基準>

- 「非常に優れている」 - - - - - 5 点
- 「優れている」 - - - - - - - - 4 点
- 「普通」 - - - - - - - - - - - 3 点
- 「やや不十分」 - - - - - - - - - 2 点
- 「不十分」 - - - - - - - - - - - 1 点

<審査事項（20 点満点）>

- (1) 事業の必要性
 - ・ 認証取得の理由や必要性が明確か。
 - ・ 自社の特徴、強み、課題等を認識しているか。
- (2) 実現可能性
 - ・ 事業推進体制が構築されているか。
 - ・ スケジュールやコンサルタント依頼先が明確か。
- (3) 効果性
 - ・ 事業実施により期待できる効果が示されているか。
 - ・ 事業実施によって経営力の強化につながるか。
- (4) 経済合理性
 - ・ 収支予算の見積もりが適切か。